

インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）

令和5年10月、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入された。

この制度においては、適格請求書（以下「インボイス」という。）の発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除をすることができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイスを求められても、発行することができず、不当な値下げや取引の打ち切りを求められるおそれがある。また、インボイスの発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになる。

制度の導入に当たっては、インボイスの発行事業者になった場合に令和5年10月1日から3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署における相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきた。

制度の導入から1年以上が経過したが、これらの負担軽減策は不十分であり、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっているほか、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出している。

エネルギー価格や原材料費等の高騰も長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者などに求めることができる状況にはない。

インボイス制度の導入後の小規模事業者などの苦境や昨今の経営を取り巻く環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者などの経営の持続化や都内における経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存することなどを義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者などからは、事務が余りにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっ

ている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、事業者に過度な負担を与えるインボイス制度及び電子帳簿等保存制度を速やかに廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

東京都議会議長 増子 ひろき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

} 宛て